

令和4年度 第5回長岡市地域公共交通協議会

資 料

長岡市地域公共交通協議会

令和5年2月22日(水)

## 1. 概要

小国地域の自家用有償旅客運送について、更新から3年を経過することから、引き続き更新登録を行うもの。(道路運送法第七十九条の五、第七十九条の六、道路運送法施行規則第五十一条の十)

## 2. 登録の内容

### (1) 名称、住所、代表者の氏名

名 称：特定非営利活動法人 MTNサポート  
住 所：新潟県長岡市小国町法坂676番地 スペース企画ビル3F  
代表者の氏名：理事長 板屋 忠

### (2) 登録番号

北新過 第3号

### (3) 登録の有効期間

令和5年3月2日まで

### (4) 自家用有償旅客運送の種別

公共交通空白地有償運送

### (5) 路線又は運送の区域

長岡市小国地域（次ページ運行ルート図のとおり）

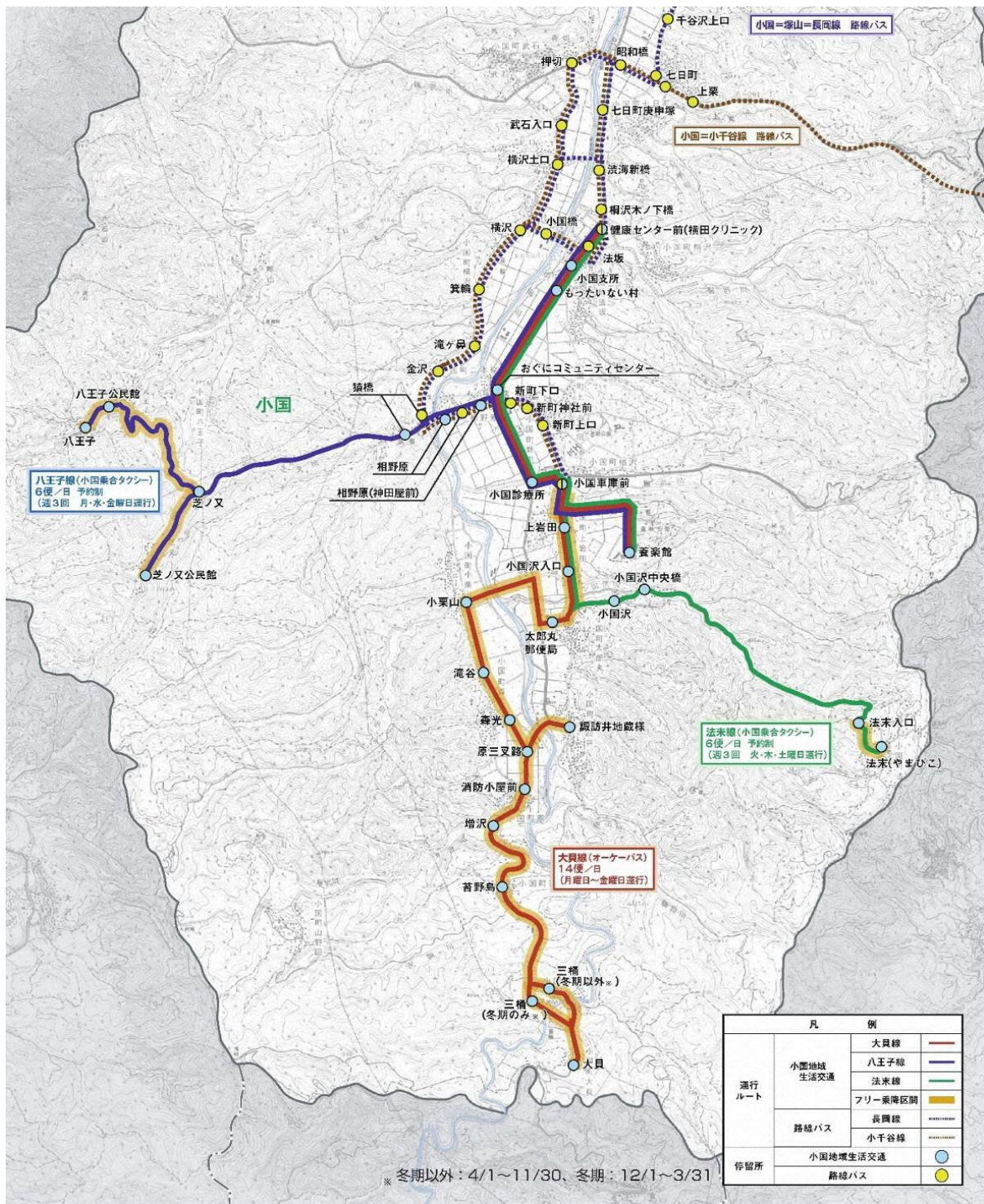
### (6) 旅客から收受する対価

- ・大人 : 200 円
- ・小学生 : 100 円
- ・未就学児 : 無料
- ・障がい者等 : 100 円
- ・回数券 : 100 円券 11 枚つづり 1,000 円
- ・定期券

中学生	1ヶ月	8,000 円
	3ヶ月	24,000 円
	6ヶ月	48,000 円

※片道の定期券の場合は、上記の定期券運賃の半額

※参考：令和4年度運行ルート図



## 自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

- 1 登録番号  
北新通第3号
- 2 登録の有効期間  
令和5年3月2日まで
- 3 名称、住所、代表者の氏名  
特定非営利活動法人 MTNサポート  
新潟県長岡市小国町法坂676番地  
理事長 板屋 忠
- 4 自家用有償旅客運送の種別  
公共交通空白地有償運送
- 5 路線又は運送の区域  
長岡市小国地域
- 6 登録に付す条件  
なし

令和2年2月28日

新潟県知事 花角 英世



新潟県知事 殿

名 称 特定非営利活動法人 MTNサポート  
 住 所 新潟県長岡市小国町法坂676番地  
 代表者の氏名 理事長 板屋 忠

## 自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 名称、住所、代表者の氏名

特定非営利活動法人 MTNサポート  
 新潟県長岡市小国町法坂676番地 スペース企画ビル3F  
 理事長 板屋 忠

## 2. 登録番号

北新過 第3号

## 3. 自家用有償旅客運送の種別

公共交通空白地有償運送

## 4. 運送の区域

運送の区域	備 考												
新潟県長岡市小国町 小国地域	<table border="1"> <thead> <tr> <th>起点</th> <th>経由地</th> <th>終点</th> <th>キロ程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小国歯科</td> <td>横田クリニック</td> <td>小国車庫・太郎丸局・原</td> <td>大貝 19.3</td> </tr> <tr> <td>大貝</td> <td>原・太郎丸・小国車庫</td> <td>横田クリニック</td> <td>小国歯科 19.3</td> </tr> </tbody> </table>	起点	経由地	終点	キロ程	小国歯科	横田クリニック	小国車庫・太郎丸局・原	大貝 19.3	大貝	原・太郎丸・小国車庫	横田クリニック	小国歯科 19.3
起点	経由地	終点	キロ程										
小国歯科	横田クリニック	小国車庫・太郎丸局・原	大貝 19.3										
大貝	原・太郎丸・小国車庫	横田クリニック	小国歯科 19.3										

## 5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人 MTNサポート	新潟県長岡市小国町法坂676番地 スペース企画ビル3F

## 6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の 名称	保有 区分	バス		普通自動車 (軽)		合 計	
	保有	1		1 ( )		2	
	持込		※	( )	※ ( )		※
	合計	1		1		2	

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

## 7. 運送しようとする旅客の範囲

地域住民、観光旅客その他当該地域を来訪する者

## 8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

別紙のとおり

## 9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

### 10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類



長岡300わ1984 トヨタ 10人

番号 00012 A 令和 3年 8月 5日 新潟運輸支局長

### 自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途(自家用・事業用等)	車体の形状
長岡 300 わ 1984	平成 30年 8月 5日	令和 3年 8月 5日	普通乗用車	自家用	スリーシヨシワゴン [008]
トヨタ		[194]	10		2090
TRH219-0009243			454	188	207
3BA-TRH219W		2TR	2.69	ガソリン	9659
所有者の氏名又は名称	特定非営利活動法人MTNサポート				
所有者の住所	新潟県長岡市小国町法坂676 [15501-4576]				
使用者の氏名又は名称	***				
使用者の住所	***				
使用の本拠の位置	***				
有効期間の満了する日	令和 5年 8月 4日				
備考	[長岡] 新規登録 自動車重量税額: ¥12,100 平成11年騒音規制車、近接排気騒音規制値: 96dB マフラー加速騒音規制適用車 貸渡 以下余白				

裏面もご覧下さい

長岡200さ2390 トヨタ 14

番号 00552 A 令和 4年 5月 9日 新潟運輸支局長

### 自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途(自家用・事業用等)	車体の形状
長岡 200 さ 2390	平成 30年 5月 17日	平成 30年 5月 9日	普通乗用車	自家用	キャブオーバー [012]
トヨタ		[194]	14		2210
TRH228-0009141			538	188	229
CBF-TRH228B		2TR	2.69	ガソリン	1270
所有者の氏名又は名称	特定非営利活動法人MTNサポート				
所有者の住所	新潟県長岡市小国町法坂676 [15501-4576]				
使用者の氏名又は名称	***				
使用者の住所	***				
使用の本拠の位置	***				
有効期間の満了する日	令和 5年 5月 16日				
備考	[長岡] 継続検査 [GSS] 自動車重量税額: ¥12,300 [30年度税制] 平成30年5月17日 新規登録 75%減税措置 済み 平成27年度燃費基準達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 126,600km (令和4年5月9日) [旧走行距離計表示値] 100,100km (令和3年5月11日) 平成12年騒音規制車、近接排気騒音規制値: 97dB [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 31-05535 以下余白				

裏面もご覧下さい

令和5年2月22日

特定非営利活動法人MTNサポート  
理事長 板屋 忠 様

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

下記のとおり運営協議会を開催し、当該地域における地域住民の生活のために必要な旅客輸送を行わせることが必要であるとの合意に至ったので、その旨証する書類を交付する。

記

1. 運営協議会の名称及び対象市町村

(名 称) 長岡市地域公共交通協議会  
(対象市町村) 長岡市

2. 運営協議会にて合意に至った年月日

令和5年2月22日

3. 合意の内容

(ア)運送主体の名称、住所、代表者の氏名

特定非営利活動法人MTNサポート  
新潟県長岡市小国町法坂676番地  
理事長 板屋 忠

(イ)運送の区域

長岡市小国地域（添付の運行ルート図のとおり）

(ウ)旅客から収受する対価（添付のとおり）

(エ)その他特記事項

なし

令和5年2月22日

長岡市地域公共交通協議会  
会長 長岡市都市整備部長 若月 和浩 印



## 旅客から収受する対価

[均一料金]

### ○乗車券 乗車1回につき

大人（中学生以上）	200円
小学生	100円
障害者等	100円

※ 就学前の者は、無料とする。

※ 障害者等とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している者及び介護認定を受けている者並びにこれらの者の介助を行う者1名をいう。

乗車時に、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は介護度が分かる介護保険証の提示が必要。

### ○定期券

中学生	1か月	8,000円
	3か月	24,000円
	6か月	48,000円

※ 片道の定期券の場合は、上記の定期券運賃の半額とする。

### ○回数券

1,000円(100円券11枚綴り)

## 1 要旨

栃尾地域デマンド型乗合タクシーについて、新規区域で実証運行が開始されることから、**道路交通法第44条第2項第2号に係る交通規則における手続き**を行うもの。

## 2 概要

道路交通法第44条2項第2号の規定により、一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。）又は自家用有償旅客運送の用に供する自動車（以下「一般旅客自動車運送事業用自動車等」という。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所（以下「停留所」という。）において、**地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するために有用**であり、かつ、**道路又は交通の状況により支障がないこと**について、改政府令による改正後の道路交通施行規則第6条の3の3で定める者（関係者）が合意し、その旨を**公安委員会が公示**したものに限り、**停留所等での駐停車を認める**もの。

## 3 対象となる地域と事業者

- ・ 栃尾地域           デマンド型乗合タクシー：秋葉タクシー(株)  
                          デマンド型乗合タクシー：栃尾タクシー(有)

## 4 手続き

- ・ 関係者の合意（事前協議）
  - ① 乗合自動車を使用する者（バス停の所有者）
  - ② 新潟県公安委員会
  - ③ 長岡市長
  - ④ 北陸信越運輸局長
- ・ 届出者（事業者）は、必要書類を新潟県公安委員会へ提出する。
- ・ 公安委員会が公示

乗合自動車の停留所等における一般旅客自動車運送  
事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意について

令和 年 月 日

(宛先) 新潟県警察本部交通部交通規制課

届出者 秋葉タクシー株式会社  
住所 長岡市栄町2丁目2番18号  
氏名 代表取締役 佐藤一男  
電話 0258-52-4141

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、関係者の合意を得たので資料を提出します。

添付資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類</li> <li>・ 合意書</li> <li>・ 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地</li> <li>・ その他</li> </ul>
<p>一般旅客自動車運送事業 許可内容</p> <p>・ 自家用有償旅客運送者登録内容</p>	<p>(許可・登録番号) 道路運送法第21条（一般乗合旅客自動車運送事業） 北信交旅第758号</p> <p>(許可・登録の有効期間) 許可日 令和5年2月7日 有効期間無し</p>

令和 年 月 日

越後交通株式会社 取締役乗合バス営業部長

中山 謙一

新潟県公安委員会委員長

和田 裕

長岡市長

磯田 達伸

北陸信越運輸局長

平井 隆志

(以上、印省略)

長岡市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、長岡市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

#### 記

- 1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車する乗合自動車の停留所の名称
  - ・ 栃尾車庫前、高校前、原、巻渕、吉水郵便局、吉水、上檜出、下檜出、二ツ郷屋、人面農協前、下塩寺前、二日町、大野原、開発センター前、上塩学校前、滝之口、島田入口、入塩川、山葵谷、葎谷口、葎谷、塩新町

【越後交通株式会社】
- 2 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
  - ・ 秋葉タクシー(株)が経営する一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車定員10人未満の自動車
- 3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障ないものとするようにするため必要と認める事項
  - ・ 1における2の停車又は駐車は、2に係る運行時間内に限るものとする。

乗合自動車の停留所等における一般旅客自動車運送  
事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意について

令和 年 月 日

(宛先) 新潟県警察本部交通部交通規制課

届出者 栃尾タクシー有限会社  
住所 長岡市栃尾大町 2-13  
氏名 代表取締役 杉野 敦祥  
電話 0258-52-1212

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、関係者の合意を得たので資料を提出します。

<p>添付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類</li> <li>・ 合意書</li> <li>・ 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地</li> <li>・ その他</li> </ul>
<p>一般旅客自動車運送事業許可内容 ・ 自家用有償旅客運送者登録内容</p>	<p>(許可・登録番号) 道路運送法第 21 条（一般乗合旅客自動車運送事業） 北信交旅第 759 号 (許可・登録の有効期間) 許可日 令和 5 年 2 月 7 日 有効期間無し</p>

令和 年 月 日

越後交通株式会社 取締役乗合バス営業部長

中山 謙一

新潟県公安委員会委員長

和田 裕

長岡市長

磯田 達伸

北陸信越運輸局長

平井 隆志

(以上、印省略)

長岡市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、長岡市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して下記のとおり合意する。

## 記

1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車する乗合自動車の停留所の名称

・ 栃尾車庫前、栃尾市民会館前、中央公園前、平、天下島、宮沢、おりなす、東谷局前、いずみ苑前、東谷小学校前、小向入口、栃堀下口、栃堀、赤谷下口、下来伝口、来伝、寒沢、入東小学校前、栗山沢 【越後交通株式会社】

2 1に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

・ 栃尾タクシー(有)が経営する一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する乗車定員10人未満の自動車

3 1における2の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障ないものとするようにするため必要と認める事項

・ 1における2の停車又は駐車は、2に係る運行時間内に限るものとする。

協議が調っている  
ことを証する書類

道路運送法第9条第4項及び同施行規則第9条第2項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

長岡市地域公共交通協議会において、下記事項に関して審議を行い、その結果、協議が  
調ったことを証明する。

#### 記

<長岡市の駐停車の運用について>

- 1 協議が調っている内容 別紙のとおり

令和5年2月22日  
長岡市地域公共交通協議会  
会長 若月 和浩



### 1 策定経過（令和4年度）

<p><u>第1回協議会（6月24日）</u> 令和4年度計画策定業務スケジュールの説明</p> <p><u>第2回協議会（8月24日）</u> 公共交通網形成計画の評価、交通政策課題の整理 公共交通計画の骨子案（基本方針、計画目標）の確認</p> <p><u>第3回協議会（10月21日）</u> 公共交通計画の骨子案の修正 交通施策・事業の協議</p> <p><u>第4回協議会（11月22日）</u> 公共交通計画素案の承認</p>
---

12月9日

長岡市議会 議員協議会にて計画概要を報告し、意見をいただいた。



### 2 パブリックコメントの実施

<b>実施期間</b>		令和5年1月4日～1月31日（28日間）
<b>閲覧場所</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アオーレ長岡1階 総合ガイド</li> <li>・大手通庁舎（フェニックス大手イースト）8階 都市政策課窓口</li> <li>・各支所地域振興・市民生活課または地域振興課</li> <li>・長岡市ホームページ</li> </ul>
<b>意見</b>	<b>閲覧者数</b> (HP以外)	4人
	<b>提出者人数</b>	1人
	<b>意見の件数</b>	31件
	<b>意見の概要</b>	別紙のとおり

### 3 長岡市地域公共交通計画の策定

本協議会及びパブリックコメントを経て、別冊のとおり「長岡市地域公共交通計画」をとりまとめました。

## 1. 主要事業

※各事業については、別紙「参考資料」参照

- (1) 路線バス及び公共交通空白地有償運送（小国地域、川口地域、山古志地域・太田地区）の効率的な運行の検討
- (2) デマンド型乗合タクシーの運行継続（栃尾地域、和島地域、寺泊地域）
- (3) 栃尾地域におけるデマンド型乗合タクシーの実証運行
- (4) 寺泊駅前広場整備（舗装工事等）
- (5) 意識啓発活動の推進（モビリティ・マネジメント）
- (6) バス位置情報配信システムの更新
- (7) モバイル乗車券の導入支援

## 2. 協議会の開催

- ・ 2回開催（6月、2月）予定
- ・ 必要に応じて地域分科会の開催

1. 歳入

(単位：円)

款	項	目	R5年度 予算額 (A)	R4年度 予算額 (B)	比較 (A-B)	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	3,020,000	8,700,000	▲5,680,000	市負担金(内示額)
2 補助金	1 補助金	1 補助金	3,680,000	16,599,500	▲12,919,500	国補助金(内示額)
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	0	0	
合計			6,700,000	25,299,500	▲18,599,500	

2. 歳出

(単位：円)

款	項	目	R5年度 予算額 (A)	R4年度 予算額 (B)	比較 (A-B)	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	370,000	500,000	▲130,000	委員報酬、お茶代等
	2 事務費	1 事務費	50,000	50,000	0	印紙、振込手数料等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	2,600,000	20,750,000	▲18,150,000	協議会運営業務委託
3 負担金	1 負担金	1 負担金	3,680,000	3,400,000	280,000	デマンドタクシー (栃尾・和島・寺泊)
4 予備費	1 予備費	1 予備費	0	599,500	▲599,500	
合計			6,700,000	25,299,500	▲18,599,500	

(歳出予算：事業内容)

【令和4年度(C=20,750千円)】

- ・地域公共交通協議会運営業務委託(新公共交通システム勉強会含む)
- ・長岡市地域公共交通計画策定業務委託

新型コロナウイルス対策

- ・新型コロナウイルスワクチン接種高齢者移動支援事業

【令和5年度(C=2,600千円)】

- ・地域公共交通協議会運営業務委託(新公共交通システム勉強会含む)

1. 概要

利用者減少に伴い、令和5年3月末をもって栃尾地域内バス路線が廃止。

代替交通として、デマンド型乗合タクシーの実証運行を開始し、地域住民にとって利便性が高く、持続可能な生活交通の足となる移動手段を検討、確保する。

(1) これまでの経緯

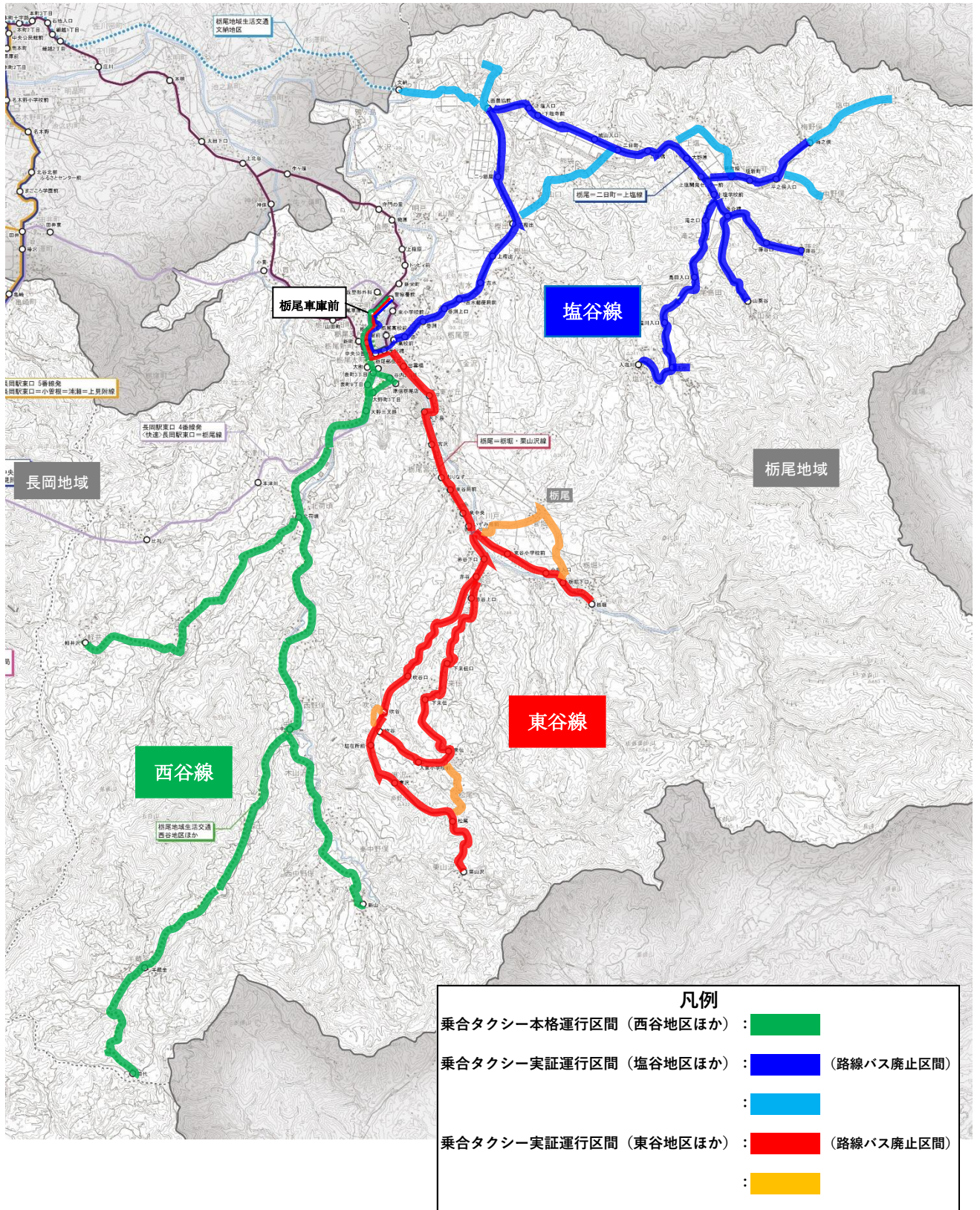
栃尾＝半蔵金・新山・軽井沢線	
令和元年9月30日	路線バス廃止
令和元年10月1日	デマンド型乗合タクシー実証運行開始
令和3年4月1日	デマンド型乗合タクシー本格運行開始
栃尾＝二日町＝葎谷・入塩川・梅之俣線、栃尾＝栃堀・栗山沢線	
令和5年3月1日	デマンド型乗合タクシー実証運行運行開始予定
令和5年3月31日	路線バス廃止

(2) 栃尾地域乗合タクシー実証運行（案）について

期間	令和5年3月1日～令和5年9月30日（予定）
根拠法令	道路運送法第21条
運送事業者	塩谷線：秋葉タクシー(株) 東谷線：栃尾タクシー(有)
使用車両	ジャンボタクシー車両（乗客9名定員） 普通タクシー車両（乗客4名定員）
運行区域	現在のバス路線を基準とし、栃尾車庫周辺の医療機関及び文納地区、九川地区、菅畑地区ほか地区
運行頻度	毎日（土日、祝日も運行） 1日6便を予定
利用方法	電話による事前予約制
運賃	1乗車200円から500円（膝上の未就学児は無料）
乗降位置	設置する停留所を基本とする。 ただし、困難者はそれ以外での乗降も可とする。



■ 実証運行区間



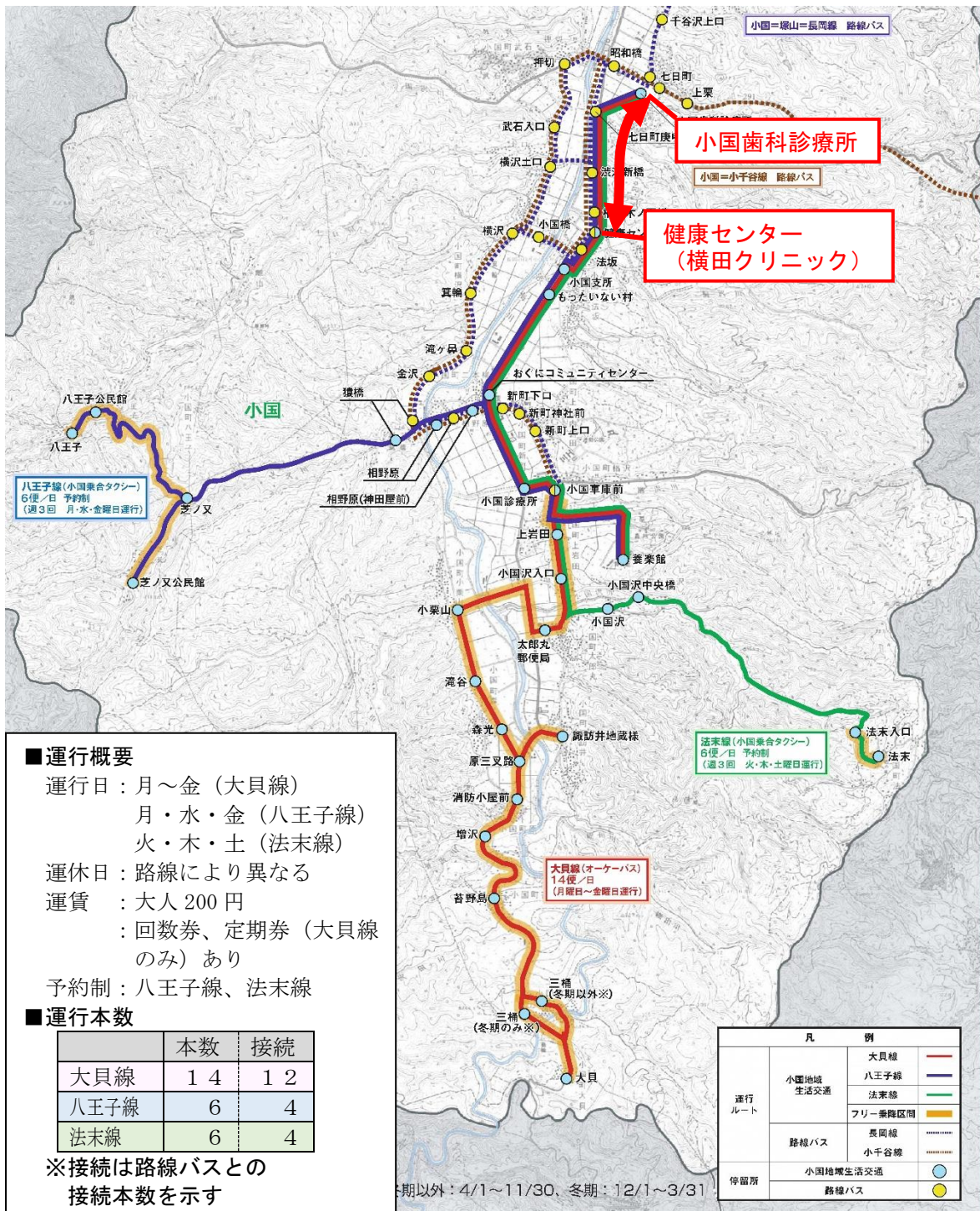


1. 小国地域生活交通

(1) 令和5年度の運行概要

大貝線は、健康センター（横田クリニック）から小国歯科診療所まで一部の便において延長運行する。運行日・運行便数は引き続き令和4年度と同じ内容で運行する。

八王寺線と法末線については、全便で小国歯科診療所まで運行ルートの延長を行う。運行日・運行便数は引き続き令和4年度と同じ内容で運行する。



## (2) 令和5年度の主な見直し内容

大貝線、八王子線、法末線で小国歯科医診療所まで運行ルートを変更する。ただし、大貝線は午前1便・午後1便のみ、八王子線と法末線は全便の延長とする。

表 各路線の主な見直し内容

路線	見直し内容
大貝線	第4便 【旧】大貝 8:33 →横田クリニック 9:00 【新】大貝 8:33 →横田クリニック 9:00 → <u>小国歯科 9:03</u>
	第11便 【旧】大貝 14:15→横田クリニック 14:42 【新】大貝 14:15→横田クリニック 14:42→ <u>小国歯科 14:45</u>
	第5便 【旧】横田クリニック 10:00→大貝 10:27 【新】 <u>小国歯科 9:57</u> →横田クリニック 10:00→大貝 10:27
	第12便 【旧】横田クリニック 15:35→大貝 16:07 【新】 <u>小国歯科 15:32</u> →横田クリニック 15:35→大貝 16:07
	※下線部：変更箇所
八王子線	全便で運行ルート延長
法末線	全便で運行ルート延長

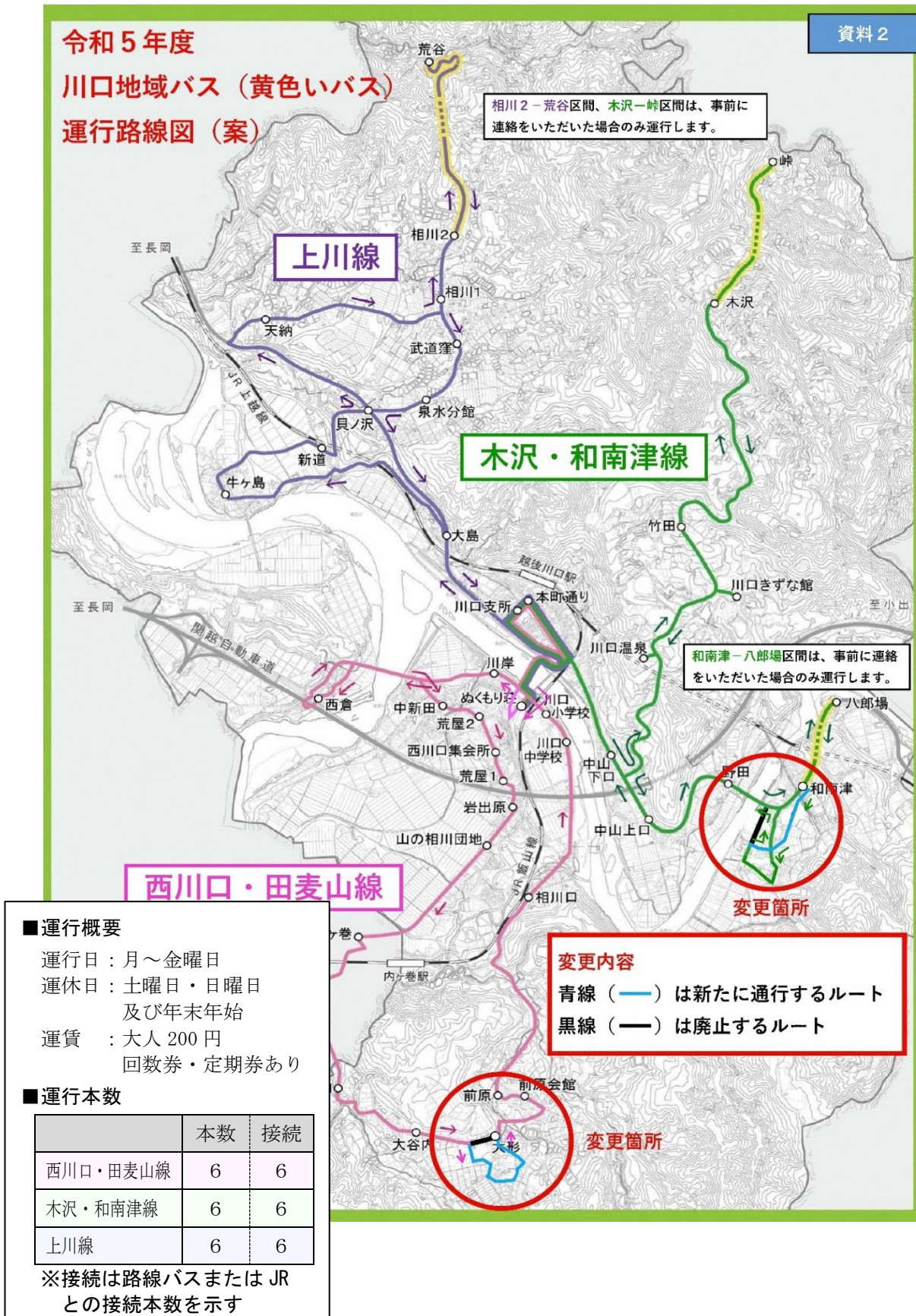
※令和5年度は実証実験とし、路線バスへの影響や利用促進など効果検証したうえで、次年度の運行計画を検討する。



## 2. 川口地域生活交通

### (1) 令和5年度の運行概要

西川口・田麦山線、木沢・和南津線では、運行ルート見直して運行する。また、3路線の発着バス停を見直すとともに、運行時刻を見直して運行する。



## (2) 令和5年度の主な見直し内容

西川口・田麦山線及び木沢・和南津線において、利便性向上を図るため運行ルートの見直しを行う。尚、見直しに伴うバス停の変更・新設は行わない。

また、西川口・田麦山線では「ぬくもり荘」に3度も停車していた運行内容を見直すため、全路線の全便で「ぬくもり荘」発着としている運行内容を一部見直す。

これらの見直しに合わせて、運行時刻の見直しも行う。

表 運行ルートの見直し内容

路線	見直し内容
西川口・田麦山線	運行路線の一部を住宅沿いの道路に変更（前頁参照）
木沢・和南津線	運行路線の一部を住宅沿いの道路に変更（前頁参照）
上川線	変更なし

表 発着バス停の見直し内容

路線	見直し内容
西川口・田麦山線	全便で「川口支所」発車
木沢・和南津線	大部分の便で「川口支所」到着
上川線	一部の便で「川口支所」到着



### 3. 山古志地域・太田地区生活交通

#### (1) 令和5年度の運行概要

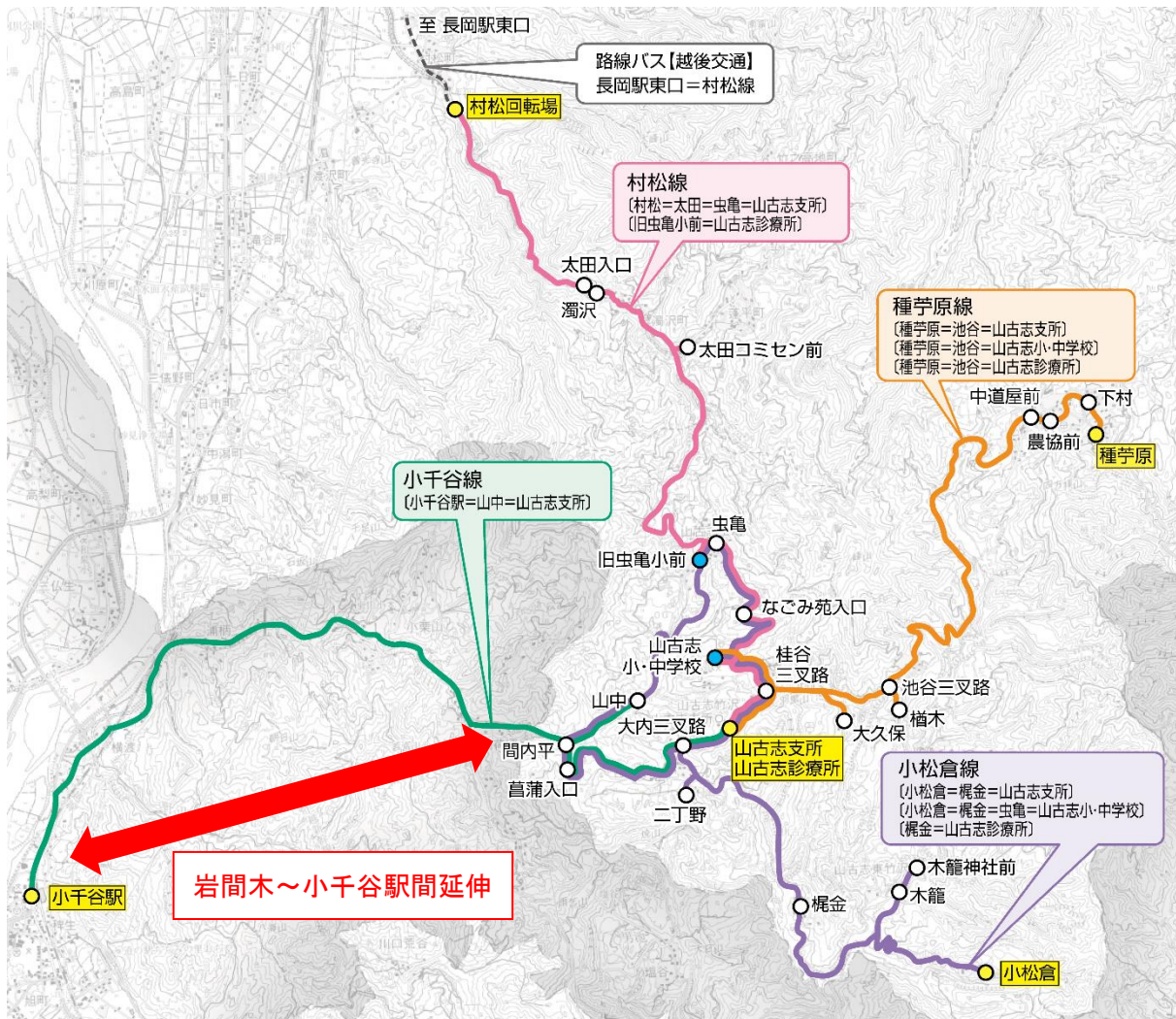
村松線は、一部便を予約制に変更して運行する。

岩間木線は、岩間木バス停から小千谷駅まで延伸し、名称を小千谷線に変更したうえで運行する。また、全便を予約制に変更して運行する。

種芋原線、小松倉線は減便し、一部便を予約制に変更して運行する。

尚、各路線とも運行内容等の見直しに伴い、運行時刻を変更して運行する。

また、山古志地域内の診療所の再編に伴い、診療所利用者のアクセス手段確保のため、診療所便を新たに設定する。



## (2) 令和5年度の主な見直し内容

乗車実績や越後交通路線バスの一部路線の廃止、時刻変更等により、各路線で運行区間や時刻、予約制の導入など運行内容を変更する。

表 各路線の主な見直し内容

路線	見直し内容
村松線	・村松行の一部便を予約制に変更
小千谷線（岩間木線）	・運行区間を岩間木バス停から小千谷駅まで延伸 ・名称を「岩間木線」から「小千谷線」に変更 ・全便を予約制に変更
種芋原線	・種芋原方面行の運行便数を5便→4便に減便 ・種芋原方面行の一部便を予約制に変更
小松倉線	・小松倉方面行の運行便数を5便→4便に減便 ・小松倉方面行の一部便を予約制に変更
学校関連便	・学校関連便の変更はなし （これまでと同様にNPOと小・中学校との協議により、1日3便程度運行する）
診療所便	・診療所再編に伴う移動手段確保のため新設

■事業の実施状況

施策	事業内容	令和4年度実施状況			令和5年度 実施予定内容
		実施予定内容	評価	実施状況	
1. 基幹路線の維持及びサービスレベル向上	【1-1】基幹路線の維持 【1-2】基幹路線のサービスレベル向上	・国県補助金を活用しながら、路線維持を図る ・交通事業者と調整を行い、運行内容の見直しを行う	—	・コロナ禍による利用者減少等の影響はあるが、大幅な運行見直しは行わなかった。	・サービスレベル向上策の検討及び公共交通事業者との調整
2. 地域内路線の維持及びサービスレベル向上	【2-1】地域内路線の維持 【2-2】地域内路線のサービスレベル向上	・国庫補助金を活用しながら、地域内路線の維持を図る ・効率的な運行となるよう、内容の見直しを行う	A	・栃尾地域（塩谷地区、東谷地区）の路線バス廃止に伴う代替交通として、デマンド型乗合タクシーの実証運行を開始（R5.3.1～）。 ・和島地域と寺泊地域でそれぞれ運行するデマンド型乗合タクシーを効率的に統合し、運行時間帯やエリアの拡充を図った（R4.10.1～）。また、両地域の生活交通検討委員会を合同開催とした（3回開催）。	・栃尾地域（塩谷地区、東谷地区）において実証運行を継続（～R5.9）し、本格運行に移行 ・デマンド型乗合タクシーの継続運行（栃尾、和島、寺泊）
3. 鉄道や高速バス路線の維持及びサービスレベル向上	【3-1】鉄道の維持及びサービスレベルの向上 【3-2】高速バスの維持及びサービスレベルの向上	・交通事業者や沿線自治体、各種協議会等で対策を検討	B	・上越・北陸新幹線直行特急実現期成同盟会にて、「フォトギャラリーの開催」や、「企画列車 金沢・東京旅」の周知を行った。	・県や沿線自治体、交通事業者と連携しながら対策を検討
4. 輸送資源の総動員による移動手段の確保	【4-1】さまざまな輸送資源の活用 【4-2】自家用有償運送の継続	・自家用有償運送の利用促進を図る	A	・小国地域、山古志地域・太田地区にて分科会を開催した（川口地域は書面協議）。 ・小国地域の自家用有償運送の更新登録。 ・小国地域内交通における歯科診療所への延伸について協議を行った。 ・山古志地域・太田地区では、地域内の診療所閉鎖、バス路線廃止等に伴う運行内容の見直しを行った。	・小国地域歯科診療所延伸の実証実験の効果検証 ・山古志地域・太田地区において、小千谷駅延伸と、一部路線のデマンド化を実施
5. 運転士等の確保	【5-1】運転士の魅力発信 【5-2】雇用の促進	・交通事業者と調整しながら適宜実施	C	・実施なし（事業者との意見交換）	・交通事業者と調整しながら適宜実施
6. 利用促進	【6-1】公共交通の乗り方教室 【6-2】公共交通の周知・PR 【6-3】企業・市内大学等との連携による事業の推進 【6-4】転入者に対する公共交通の案内チラシ及びバス・タクシー利用券の配布	・多方面から公共交通の利用促進を図る	B	・越後交通(株)路線バスにおいて、夏休み期間小学生運賃が50円となるキャンペーンを実施した。 ・EVバス出発式（3/18）に合わせて利用促進を実施し、既存の割引制度について改めて周知を図る。 ・乗り方教室は未実施（バスの乗り方動画を作成）。	・乗り方教室の実施 ・転入者を対象に、公共交通マップを配布 ・ホームページ等を活用した情報発信

※実施状況の評価 A：計画通り B：一部達成 C：検討中 D：未着手 —：評価が困難なもの（年度の定期的評価が難しいもの）

施策	事業内容	令和4年度実施状況			令和5年度 実施予定内容
		実施予定内容	評価	実施状況	
7. 自家用車から公共交通への転換促進	【7-1】パークアンドライド駐車場の整備 【7-2】イベント時等における公共交通利用の推奨 【7-3】自転車利用環境の改善	・寺泊駅前広場の整備 ・自転車通行空間の整備	A	・寺泊駅前広場整備事業の造成工事と舗装工事を実施。 ・EVバス出発式(3/18)に合わせて公共交通の利用促進を図る。 ・自転車通行空間として、ブルーラインを0.5km整備した(曙～曲新町)。	・寺泊駅前広場整備事業完了 ・自転車通行空間の整備
8. バス待ち環境の改善	【8-1】バス停上屋の整備	・地域団体等が整備するバス停上屋に対する支援	B	・令和4年度に新設した崇徳大学東口バス停について、上屋整備費を補助。 ・当初予定していた乙吉町は保留。	・1か所(陽光台3丁目)に設置する上屋整備費を補助
9. 新しい技術の導入	【9-1】モバイル乗車券の導入 【9-2】新しい技術の導入に向けた勉強会の実施 【9-3】環境負荷の低減	・新公共交通システム勉強会を開催	A	・バス事業者、タクシー事業者ごとに勉強会を開催し、公共交通計画施策案について協議した。 ・越後交通(株)がEVバスを2台導入(市補助金にて支援)。	・越後交通(株)がモバイル乗車券を導入(市補助金にて支援) ・新しい技術の導入に向けた勉強会を1回実施
10. バリアフリーの促進	【10-1】バリアフリー車両の導入促進 【10-2】ヘルプマーク(カード)の認知度向上	・交通事業者と協議しながら適宜実施	A	・低床バス3台(うちEVバス2台)購入(令和5年1月時点)。 ※R5.1現在、乗合バス161台中、低床バス122台(75.8%)で、生活交通改善事業計画の目標(1/3)を達成済み。	・低床バス1台導入(市補助金にて支援)
11. わかりやすい情報提供	【11-1】市民への公共交通維持に対する意識づけ 【11-2】スマートフォン等を活用した情報提供	・交通事業者と調整しながら適宜実施	A	・コミュニティバス(小国地域、川口地域)の路線についてGoogleマップに反映する。※山古志地域・太田地区は昨年度反映済。 ・ながおかバスiの通信機更新に伴うデータ整備について、交通事業者と意見交換を行った(更新はR5予定)。	・ながおかバスiのバージョンアップと、経路検索機能等との連携

※実施状況の評価 A:計画通り B:一部達成 C:検討中 D:未着手 -:評価が困難なもの(年度の定期的評価が難しいもの)